

工事及び製造の請負契約に係る 最低制限価格、低入札調査基準価格並びに失格基準価格の改定について

福岡市では、公共工事の円滑な施工と品質確保、担い手の中長期的な育成・確保などの観点から、
令和 6 年 11 月より工事及び製造の請負契約に係る最低制限価格等を下記のとおり改定します。

1 改定の内容

<改 定 前>

- 最低制限価格 【範囲】 予定価格の 70%～90%
(直接工事費の 97%+共通仮設費の 90%+現場管理費の 90%+一般管理費の 55%) × 1.1
- 低入札調査基準価格 【範囲】 予定価格の 75%～92%
(直接工事費の 97%+共通仮設費の 90%+現場管理費の 90%+一般管理費の 55%) × 1.1
- 失格基準価格【範囲】 予定価格の 70%～90%
(直接工事費の 97%+共通仮設費の 90%+現場管理費の 90%+一般管理費の 55%) × 1.1



<改 定 後>

- 最低制限価格 【範囲】 予定価格の 75%～92%
(直接工事費の 97%+共通仮設費の 90%+現場管理費の 90%+一般管理費の 68%) × 1.1
- 低入札調査基準価格 【範囲】 予定価格の 75%～92%
(直接工事費の 97%+共通仮設費の 90%+現場管理費の 90%+一般管理費の 68%) × 1.1
- 失格基準価格
(低入札調査基準価格×99%)

2 実施時期

令和 6 年 11 月 1 日以降に入札公告または指名を行う案件から適用します。